

高知県竹林寺客殿の調査

調査の経緯と概要 竹林寺は高知市の南方、国分川河口の小高い丘陵である五台山上に位置し、四国八十八カ所霊場第三十一番札所にあたる。本堂は当地方の中世折衷様建築の代表事例として国重要文化財に指定され、客殿周囲の庭園は国名勝に指定されている。今回調査対象とした客殿は、竹林寺の山門北側に位置する。高知県下を代表する大規模客殿として、昭和37年に高知県保護有形文化財に指定されている。

このようななか、客殿の価値をさらにあきらかにすべく、調査をおこなうこととなり、竹林寺が奈良文化財研究所に調査および報告書の作成を委託した。

調査内容は、まず竹林寺境内の現状を明確にすべく、寺内の諸堂すべてについて概要調査をおこなった。つぎに、客殿の現状をあきらかにするために、平面図・断面図・立面図の作成、痕跡調査による改造経緯の検討、建具等の造作の調査をおこなった。その上で、当地方における竹林寺客殿の位置づけを明確にするために、県内および近隣の客殿建築について類例調査をおこなった。

平面・造作の特徴 客殿は南面して建ち、東側の玄関部と、西側の客殿部で構成される。玄関部は、桁行12.8m、梁間7.9m、切妻造、銅板葺、正面に車寄付の式台玄関をもち、車寄は向唐破風造、銅板葺とする。玄関部は、南面中央の「大玄関」、その東側の「小玄関」、「大玄関」西側の客殿との取り合いの部屋と、その北側の部屋からなる。「大玄関」とその西側の部屋はほぼ当初形式をとどめるが、「小玄関」の東側および、北側の部屋列には改造が認められる。

客殿部分は、桁行20.2m、梁間14.3m、一重、入母屋造、鉄板葺である。濡縁および雨戸仕舞に若干の改造がみられるものの、間取りは、当初からおおきな改造はない。南面と北面に幅半間の濡縁をもち、四周に内縁をめぐらし、部屋は大きく6部屋で構成される。南面と西面の内縁は、外側の4尺幅の落縁と内側の1間幅の広縁からなり、落縁と広縁境には柱を立てて框を通し、広縁を框1段分高くする。そして、南の広縁と西の広縁の間に、杉戸を立てて、鴨居上に竹節欄間を飾る。現状では、内縁となっているが、このような形式は、中世末期から江戸

時代初期の正統的な書院建築の縁形式を踏襲したものと見える。

南面の3部屋は、部屋境に襖を設けるが、鴨居・長押の上は開放として、竹節欄間を飾り、一体の空間として扱っている。天井は、3部屋を一体として、蟻壁長押・蟻壁を設け、桁行方向に猿頬形式の竿縁を通し、正統的な書院形式としている。

北側の3部屋のうち、東側の2部屋は「裏座敷」と称し、西側の部屋の西面に床を構える。西端の部屋が「上段の間」であり、「裏座敷」と「上段の間」の間の小部屋を「武者隠し」とする。上段の間は、他の部屋より框1段分高くし、北面に床・棚、西面に付書院を備え、蟻壁長押・蟻壁をまわして格天井を張り、格式高くつくる。なお、東面の「武者隠し」との部屋境は、いわゆる帳台構とはせず、1間幅の引き違い襖としている。

架構形式 客殿部の架構形式は、前後とも入側の柱筋が主構造体となり、この柱間に3本の梁を、内部の柱筋で継いで架け、この上に東立てで屋根架構を組む。したがって、側筋の柱筋は、主構造体でなく、地垂木の下を受ける軒支柱的な役目となっている。

問題となるのは玄関部との取り付け部である。小屋内を調査すると、客殿部の玄関部側に切断されたような痕跡、玄関部の小屋材が客殿部の妻の木連格子を切断した状態で、玄関部の小屋材がきっちりと客殿部の部材に接続してない点等が確認できる。しかしながら、客殿部の部材をみる限りは、玄関部が取り付けずに、客殿部だけで存在したような痕跡等はみられない。したがって、当初から客殿部と玄関部が一体として計画されたとは考えにくいものの、そう時期差なく玄関部が接続したと考えられる。客殿部の工事がある程度進んだ段階で、玄関部の建設が計画され、客殿部の東妻の一部を計画変更して玄関部を組み込んだものと考えるのが妥当である。

改造等 客殿部は間取りや軸部におおきな改造はない。改造としては、南面濡縁と雨戸の構造、西面北端の濡縁の撤去、北面西端部の北方へ続く建物が取り付け時期があり、それにもなう雨戸の変更、北面濡縁の修理、西北隅部分の柱間装置の変更、東北隅部分の押入と3畳間の増築、東面入側に玄関棟から床の間を張り出させたことなどである。

玄関部は、南側は比較的改造が少なく、大玄関の西側

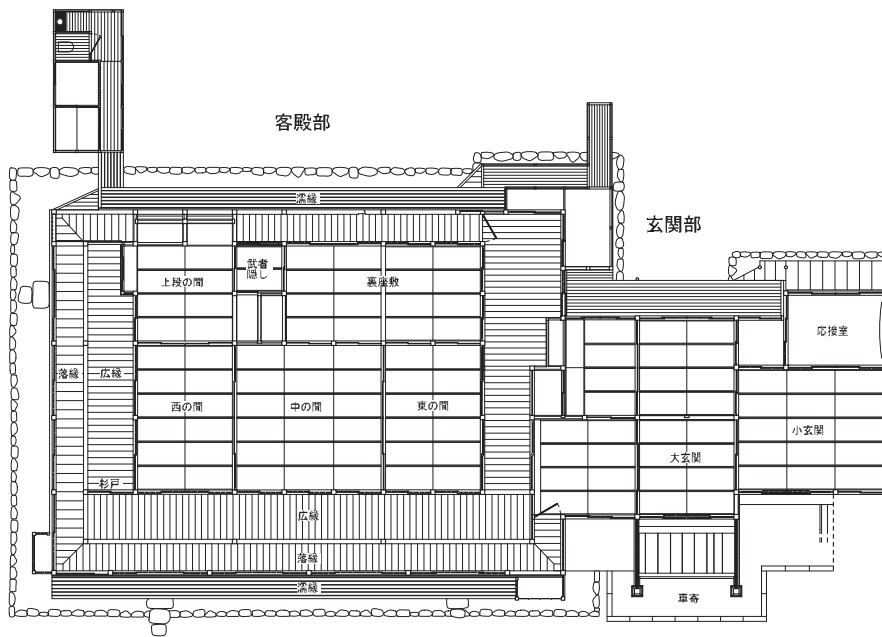


図34 竹林寺客殿 平面図 1:300



図35 竹林寺客殿 正側面（南西から）



図36 竹林寺客殿 上段の間（北東から）

の部屋北面の柱間装置の変更（土壁→引違戸）、小玄関東面北側の柱間装置の変更（土壁撤去）、小玄関と背面8畳との境の柱間装置の変更（土壁→引違戸）、小玄関東部で南方に突出する部分などが改造された点である。

北側は改造がおおきく、西側の8畳の間と6畳の間は当初はいずれも奥行き1間の4畳の間と復原され、その北側には1間幅の縁があったものと想定される。応接室は、内部は近年に改造を受けているが、間取りには変更がないとみられ、当初は納戸的な部屋であったと考えられる。

客殿の造営 客殿は、寺蔵文書である『災後復金色院記』によれば、文化5年（1808）1月26日に焼失し、文化13年に再興されたとある。客殿部は江戸時代初期の建築との説もあったが、調査の結果、現状の客殿部と玄関部に大きな時期差はみられず、いずれも文化5年の罹災後の建築と考えられる。なお、『災後復金色院記』の復興に関わる記事の解釈には、検討すべき点があるが、その点

については、現在進行中の寺蔵文書の調査結果を待ちたい。

客殿の価値 以上のように、当客殿は、玄関部北側に間取りの改造が見られるものの、ほぼ文化13年建築当初の姿を保っている。正統的な書院建築の形式を遵守し、当地方においては、江戸時代後期としては稀有な存在といえる。これは藩主山内家の祈願寺として火災後の復興にあたったためと見られ、高知城本丸御殿を模したと見られる意匠があること、また玄関や客殿大棟に山内家の家紋があることもそれを裏づけるものである。客殿周囲の庭園は、国名勝に指定されており、客殿と庭園がと一体となって、高い価値をもつものといえる。

報告書の作成 調査は2011年度内に終了したが、現在、地元で寺蔵文書の調査がおこなわれており、報告書については、その調査成果を盛り込むこととし、2012年春の刊行を予定している。

（島田敏男／文化庁）